

## 4 森林組合の取扱い

### (1) 苗木の点検と処置

輸送されてきた苗木を受け取ったら、直ちに苗木の健康状態を点検し、必要な処理をしなければならない。

ア 梱包を適宜抽出し、その梱包の荷をとき苗木の健否を調べ、発熱している場合は全部の梱包を開いて点検する。

イ 乾燥気味で衰弱した苗木があった場合は、小束のままでよいから流水につけ失なわれた水分を補給する。

これは元気を回復させるのが目的であるから、その期間はスギ3～4日、ヒノキ1日までとする。

ウ 苗木は直射日光や風・雨・雪にあてないようにする。

エ 梱包は積み上げないよう並べておくのが原則であるが、やむを得ない場合でも3段以上には積まないこと。

オ 造林者へ引渡すまでは、苗木に乾燥やムレを生じさせないように厳に注意する。

### (2) 造林者への苗木の引渡し

ア 到着した苗木は、直ちに造林者へ引渡しができるように事前に配布態勢を整えておき、すみやかに引渡しを完了すること。

イ 造林者に次のことを明示した送付書を苗木とともに渡す。

「配布事業者表示票」又は「生産事業者表示票」

生産者の出荷年月日

森林組合が生産者から受取った年月日

苗木は生きもの すみやかに

